

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月14日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第25号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正後部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(工事の取りやめ)</p> <p>第4条 <u>建築主、築造主又は設置者は</u>、法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第2号）により建築主事に届け出なければならない。</p> <p>2 法第77条の21に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、<u>建築主、築造主又は設置者</u>が法第6条の2第1項</p>	<p>(工事の取りやめ)</p> <p>第4条 <u>建築主又は築造主は</u>、法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第2号）により建築主事に届け出なければならない。</p> <p>2 法第77条の21に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、<u>建築主又は築造主</u>が法第6条の2第1項又は法第</p>

又は法第18条第4項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、当該工事を取りやめたことが確認できる書類（建築主、築造主又は設置者の氏名及び住所、確認済証の交付番号及び交付年月日並びに敷地の地名地番の記載があるものに限る。）により市長に報告しなければならない。

（記載事項の変更）

第5条 建築主、築造主又は設置者は、法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主、築造主又は設置者（それぞれ代理者、工事監理者及び工事施工者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項変更届（様式第4号）により建築主事に届け出なければならない。

2及び3 [略]

（書類の閲覧等）

第25条 [略]

2～4 [略]

5 概要書等を閲覧しようとする者は、

18条第4項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、工事取りやめ報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

（記載事項の変更）

第5条 建築主又は築造主は、法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主（それぞれ代理者、工事監理者及び工事施工者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項変更届（様式第4号）により建築主事に届け出なければならない。

2及び3 [略]

（書類の閲覧等）

第25条 [略]

2～4 [略]

5 概要書等を閲覧しようとする者は、

<p>閲覧所に備付けの概要書等閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記載して市長の承認を受けなければならない。</p> <p>6 及び 7 [略]</p>	<p>閲覧所に備付けの概要書等閲覧簿に住所、氏名、<u>職業</u>その他必要な事項を記載して市長の承認を受けなければならない。</p> <p>6 及び 7 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第 2 号中「建築主又は築造主」を「届出者」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。